

財務省告示第百九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平

成十八年三月二十日に発行する利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成十八年三月十七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二

二 号及び記 七十七回）（第二

三 発行の根拠 財政法（昭和十二年法律第三

四 法律及びそ 十四号）第四條第一項及び平

五 法の項及びそ 十七年度における財政運営のた

六 十の公債の発行の特例等に關す

七 めの法律（平成十七年法律第十九

八 号）第二條第一項並びに国債整

九 理基金特別会計法（明治三十九

〇 年法律第六号）第五條ノ二

一 社債等の振替に關する法律（平

二 成十三年法律第七十五号。以下

三 振替法の適 用を受けるものとし、その振替

四 用は日本郵政公社による国債の募集

五 日本郵政公社による国債の募集

六 の取扱いは及び取得による発行

七 の取扱い及び取得による発行

八 額に基き、財政法第四條第一項の規

九 定に基き、額面金額で五十億円の

〇 ついては、額面金額で十五億三

一 百萬元、平成十七年度における

二 財政運営のため、公債の発行の

三 特例等に關する法律第二條第一

四 項の規定に基づき発行する利付

五 項の規定に基づき発行する利付

十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六
償還期限	後の二期子以	初期利子	利率	募集の価格	発行日	振替単位	最低額面金額	払込金額

国債については、額面金額で五
 十億千六百十五万円の国債の規
 基金特別会計法第五条ノ規
 定に基づき発行する利付国債に
 ついては、額面金額で百七十九
 億八千六百三十五万円
 二百四十九億五千二百五十万円
 五万円の振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金額と
 額の整数倍の金額によるものと
 する。平成十八年三月二十日
 平成十八年三月二十日
 額面金額百円につき九十九円八
 十一銭
 年一・六パーセント
 平成十八年九月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次号及び第十四号において規定
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六箇月に属する
 利子を支払う。平成十八年三月二十日

十八	十七	十六	十五
払込期日	募集期間	払場所	元利支金償還金額
平成十八年三月二十日	平成十八年三月四日まで		日本銀行額面金額百円につき百円